

平成 24 年 1 月 6 日
国大協企画 189 号

文部科学省高等教育局
大学振興課 御中

一般社団法人国立大学協会
教育・研究委員会
委員長 濱口 道成

「博士論文研究基礎力審査」の導入について

幅広い教養をもった人材を育成し、修士の段階から狭い専門性に入りこませないために、修士の学位を授与する要件として「博士論文研究基礎力審査」を行えるようにすることは基本的に賛成である。しかし、導入にあたっては、大学院教育全体の制度設計との整合性等に関連して、多くの解決すべき課題が生じる可能性があり、全体を見据えた慎重な検討が必要である。

以下のとおり意見を述べさせていただくので、検討に際してご配慮いただきたい。

A. 「研究能力」は育成されるか？

- 「博士論文研究基礎力審査」に基づく修士の学位により、「大学院設置基準」第3条第1項で述べられている「研究能力」が培われるかは、慎重に検討されるべきである。
- 現状でも「博士論文研究基礎力審査」を「特定課題の研究成果の審査及び試験」に読み込む可能性はあるのではないか。
- 区分制博士前期課程において、研究基礎力審査を課す場合の基準を明確にする必要がある。

B. 他のシステムとの整合性は？

- 区分制博士課程における部分的な5年一貫プログラムを、「博士論文研究基礎力審査」の導入の制度的な前提として、明確化すべきである。
- 区分制の中で伝統的方式で育成する場合と「博士論文研究基礎力審査」による一貫的育成とのあいだの混乱も予想される。
例えば、すでに開始されているリーディング大学院事業は、区分制の中でもリーディング大学院のような取組みが可能であることを示しているものであり、新制度が導入された場合には、かえってリーディング大学院で実施しているプログラムの位置づけが困難になる。

- 一貫した博士課程教育の確立にあたっては、必ずしも途中段階の修士号の授与は必要がない。折衷的な改正は混乱を招くのではないか。修士学位プログラムと、博士学位プログラムは別のものとして確立させる道を考えるのが妥当である。
- 博士後期課程を途中で退学すること等により博士の学位を取得しない場合は、大学の判断により、退学後の一定期間に大学に論文を提出することにより、修士の学位を確定的に授与することができる、等の改正についての検討も必要である。

C. 社会人学生への対応や他大学修了生との関係は？

- 他大学および社会人から5年一貫プログラムの博士課程に入学できるような要件について検討をお願いしたい。
- 新制度導入後、博士前期課程を修了した後に就職し、その後博士後期課程へ進学を希望する社会人について、入学資格をどのように判断するのか疑問がある。公平性を担保するためには、安易な読み替えをするべきではないが、一方ではそれにより社会人学生を排除してしまうネガティブな効果も生じることになる。
- 複数の修士修了要件間で認定される学生の能力／知識／理解度等々に差がでないようにすることが重要である。これは他大学からの博士前期課程修了時点での流動／編入の場合にも重要で、大学院生が減少する傾向の下で、後期課程に相当する大学院生の単なる増加のために利用されないようにする必要がある
- 区分制博士課程における部分的な5年一貫プログラムを、「博士論文研究基礎力審査」の導入の制度的な前提として、明確化すべきである。また、その場合でも、他大学修了者や修士学位をもつ社会人の途中入学等のケースも増えることが予想されることを念頭に置いて、「研究基礎力審査」はあくまで修士学位授与の一つの方法であることを明確化すべき。

D. 国際競争力を担保できるのか？

- 日本や欧米を含む国々の間で、流動化（特にこのシステムを利用した学生が海外の大学に進学等する場合）の阻害となる要素があるか、十分検討すべきである。
- 「外国において博士論文研究基礎力審査に相当する審査により、修士の学位を有する者と同等以上と認められた者」の規定は、その判定が困難である。
- 博士課程に在籍する学生のうち15%以上が留学生であることに留意すべき。